### 大磯町監査公表第 1 号

# 監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年1月9日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

### 監査結果報告書

## 1. 監査の種類 定期監査

## 2. 監査の対象部課等 都市建設部建設課

#### 3. 監査の範囲及び事務

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された令和5年度の財務 に関する事務及び事務事業の執行

## 4. 監査の実施期間

令和5年11月6日から令和5年12月19日まで

#### 5. 監査の方法及び監査項目

令和5年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、 監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である建設課より監査説明書、事前調査書 及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

#### 6. 所掌事務の概要

道路・河川・橋りょう台帳の整備及び保管、 町道の認定・廃止・変更及び区域の変更、 道路・河川・水路の寄附・付替及び廃止、 道路の規制及び不法占拠の排除、 狭あい道路、 道路敷・河川敷・水路敷等の境界査定、 地籍調査事業、新設改良工事に伴う用地の取得、 道路・橋りょう等の新設改良及び維持管理、 農道の維持補修、 道路・橋りょう・農道等の災害復旧、 砂防等に係る国県との連絡調整、 国県道及び県管理河川の整備促進等を行っている。

#### 7. 監査の結果

令和5年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査 した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。